

鴨川市国土強靱化地域計画 概要版

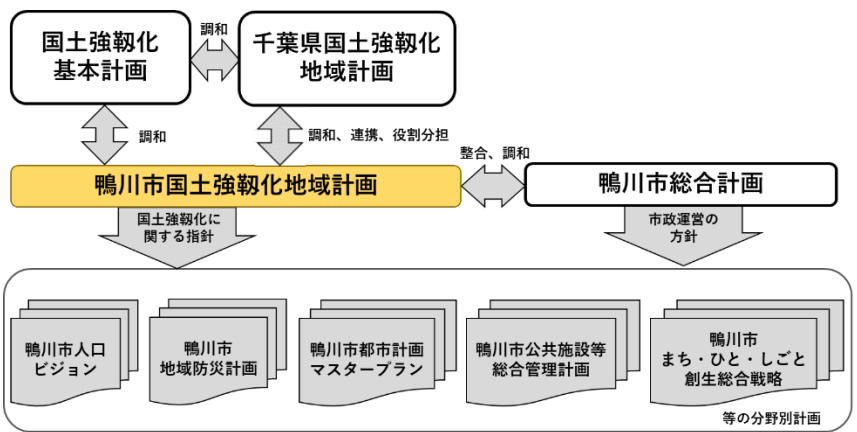
計画の策定趣旨、位置づけ

本市においては、今後発生が危惧されている首都直下地震を始めとした震災や、近年頻発する集中豪雨や激甚化する台風による風水害による甚大な被害の発生が懸念されています。

本市では、今後発生が想定される大規模自然災害に備えるため、東日本大震災や房総半島台風といった過去の災害から得られた教訓、知見、課題等を踏まえ、鴨川市国土強靱化地域計画を、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針として位置づけ、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った地域づくりを推進します。

【計画の位置づけ】

本計画は国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、総合計画と並ぶ最上位計画として、国土強靱化に関して本計画以外の本市の他計画の指針となるべきものです。



鴨川市の地域特性、災害リスク

本市は以下のような地域特性、災害リスクを有しています。

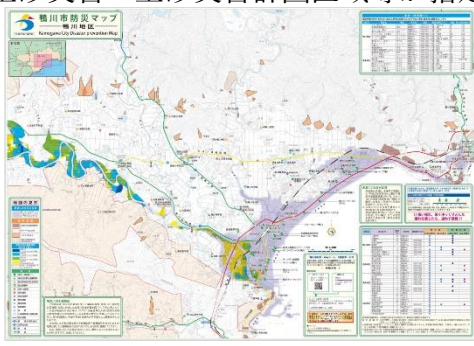
【地域特性】

- 1) 地形：平野部から山地まで多彩。美しい海岸線を有する。
- 2) 人口：人口減少、高齢化が進行。発災時には共助が必要不可欠。
- 3) 交通：2本の国道の他、鉄道、複数のバス路線が整備されている。
- 4) 産業：全国平均に対し、一次産業への従業者数が多い。県内有数の観光地。



【地域特性】

- 1) 地震：市全域で震度6弱、加茂川沿いや海岸付近では6強の揺れ、液状化の危険性。
- 2) 津波：最大津波高さ10m。沿岸部において広く浸水。
- 3) 風水害（河川氾濫、台風等）：加茂川の両岸、市街地が広く浸水。台風による被害の発生。
- 4) 土砂災害：土砂災害計画区域等が指定済み



地域の目指すべき姿

本計画の策定に当たっては、国の国土強靱化基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、本市が目指すべき姿として、4つの「基本目標」、本市の地域特性・災害リスクを踏まえた8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

【基本目標】

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

脆弱性の評価

大規模自然災害に対して本市が有する脆弱性評価を行うにあたっては、国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画と本市の地域特性等を踏まえ、37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

また、本市の実情と国や県による設定も踏まえ、10の個別施策分野と5の横断的分野を設定しました。

個別施策分野		横断的分野
① 行政機能/消防等/防災教育	⑥ 産業構造	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	⑦ 交通・物流	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	⑧ 農林水産	③ 官民連携
④ エネルギー	⑨ 国土保全	④ 老朽化対策
⑤ 情報通信	⑩ 環境	⑤ 少子高齢化対策

リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

【リスクシナリオごとの強靱化施策一覧（推進方針については主なものを抜粋）】

事前に備えるべき目標 (8目標)	起きてならない最悪の事態 (37事態)	主な推進方針
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		
1－1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生	・建物の耐震化　・建物の耐火性の向上 ・消防機能の強化　・災害リスクの周知
1－2	観光施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	・観光施設、大規模施設の適正管理 ・消防機能の強化　・緑地空間の保全
1－3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	・避難情報の適切な伝達　・災害リスクの周知 ・安全な都市構造の形成
1－4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	・避難情報の適切な伝達　・避難路の整備 ・都市排水能力の向上
1－5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	・土砂災害対策の促進　・避難情報の適切な伝達 ・災害リスクの周知
1－6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	・情報収集・発信体制の整備 ・災害情報伝達手段の整備
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる		
2－1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	・備蓄の推進　・水道施設の整備促進 ・避難施設の防災機能の向上
2－2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	・道路、橋梁の適切な維持管理 ・農道や林道の整備推進
2－3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	・消防機能の強化　・広域消防体制の構築 ・防災訓練の実施
2－4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	・公共施設での電力確保 ・送電設備の適正管理
2－5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客）の発生	・観光施設の防災拠点としての整備 ・帰宅困難者対応の事前協議の実施
2－6	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	・市内医療の充実　・広域医療体制の構築 ・交通網の整備
2－7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・処理施設等の適切な維持管理　・火葬場の整備 ・十分な避難所の確保
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		
3－1	治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発	・交通安全施設の整備 ・地域コミュニティの活性化
3－2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・市役所庁舎の適正管理　・行政機能の効率化 ・災害対応能力の向上
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		
4－1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	・重要施設の電力確保　・エネルギーの地産地消 ・災害情報伝達手段の整備
4－2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・情報基盤の整備 ・災害情報伝達手段の整備

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない		
5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	・事業継続計画の作成支援 ・物流機能の確保
5－2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	・エネルギーの地産地消 ・ガスの広域供給体制の構築
5－3	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	・道路ネットワークの確保 ・海上輸送の確保 ・鉄道ネットワークの確保
5－4	食料等の安定供給の停滞	・市内一次産業の強化　・物流機能の向上
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		
6－1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP　ガスサプライチェーンの機能の停止	・エネルギーの地産地消 ・ガスの広域供給体制の構築 ・送電設備の適正管理
6－2	上水道等の長期間にわたる供給停止	・水道施設の整備促進
6－3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	・污水处理施設の適正管理
6－4	地域交通ネットワークが分断する事態	・道路ネットワークの確保
6－5	異常湧水等により用水の供給の途絶	・広域的な水源の確保　・用排水施設の整備
7 制御不能な二次災害を発生させない		
7－1	市街地での大規模火災の発生	・消防機能の強化　・安全な土地利用の推進
7－2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	・建築物の耐震化　・道路の整備 ・空家対策の推進
7－3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	・用排水施設の整備
7－4	風評被害等による市内経済への甚大な影響	・情報発信力の強化
7－5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	・農林業の振興　・獣害の予防
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
8－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・一次仮置き場の整備 ・ごみ処理機能の維持・向上
8－2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・企業立地の促進 ・労働力の確保 ・女性や高齢者の就労環境の整備
8－3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・街灯の整備 ・見回りネットワークの形成
8－4	広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・排水機場等の整備 ・都市排水能力の向上
8－5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・文化財の保全 ・社会教育関連施設の整備
8－6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・公園等の整備

計画の推進と見直し

【計画の推進】

本計画に基づいた国土強靱化の取組を着実に推進するため、施策分野ごとに重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しました。重要業績指標の値を参考にし、計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて取組及び重要業績指標の見直しを行います、

【計画の見直し】

本計画については、本市の総合計画の見直し時期等と整合をとる為、概ね5年ごとに見直しを行います。ただし、災害リスクや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画期間内においても適宜見直しを進めます。